○佐久市・北佐久郡環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和２年10月19日規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐久市・北佐久郡環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和２年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び条例において使用する用語の例による。

（受入基準）

第３条　条例第６条の規則で定める基準は、次に掲げる事項とする。

（１）処理施設に搬入する廃棄物に、次のいずれの物も含まれていないこと。ただし、組合長が特に認める場合を除く。

ア　不燃ごみ

イ　粗大ごみ（破砕等の処理済みで可燃性のものを除く。）

ウ　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第９項に規定する指定省資源化製品

エ　資源物（再生利用が可能な紙類その他組合長が指定する物をいう。）

オ　危険性のある物

カ　産業廃棄物

キ　特別管理一般廃棄物

ク　その他組合長が不適当と認めた物

（２）その他処理施設の適正な管理運営のために組合長が別に定める事項

（受入拒否）

第４条　条例第７条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）組織市町の長が処理施設への搬入を禁止しているとき。

（２）その他処理施設の適正な管理運営のために組合長が受け入れることを適当でないと認めるとき。

（搬入日）

第５条　処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、組合長が認める場合は、この限りでない。

（１）土曜日
（２）日曜日
（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（４）12月31日から翌年１月３日まで

（搬入時間）

第６条　処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、組合長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（洗車施設の使用）

第７条　洗車施設の使用者は、使用後に清掃等を行い、常に施設の清潔を保つよう努めなければならない。

（紛失届）

第８条　搬入者は、計量カードを紛失したときは、直ちに計量カード紛失届（様式第１号）を組合に提出しなければならない。

（使用料等の徴収）

第９条　条例第８条に規定する使用料（以下「使用料」という。）は、自動硬貨投入機により徴収するものとし、同条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、納入通知書（様式第２号）により徴収するものとする。

２　出納員及び現金取扱員は、納入義務者から手数料を収納したときは領収書（様式第３号）の所定の欄に領収印（様式第４号）を押印し、納入義務者に交付するものとする。

（減免の申請）

第１０条　使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式第５号）を組合長に提出しなければならない。ただし、組合長が認める場合は、この限りでない。

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年12月１日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

計量カード紛失届

年　　月　　日

（届出先）組合長

届出者
住　所
氏　名　　印

佐久市・北佐久郡環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定に基づき、計量カード紛失届を提出します。

（計量カード登録内容）

様式第２号（第９条関係）

納入通知書 No.	
納入者	様
年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計	
金　額	円
納入内容 計量カード再交付手数料 上記金額を納入してください。 年　　月　　日	

様式第３号（第９条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">領　収　書
No.</td></tr>
<tr><td>納入者</td><td colspan="2">様</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度佐久市・北佐久郡環境施設組合会計</td></tr>
<tr><td>金　額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">納入内容
計量カード再交付手数料</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>領
収
印</td><td></td></tr>
</table>

様式第４号（第９条関係）



１　名称　　佐久市・北佐久郡環境施設組合領収印
２　寸法　　直径25ミリメートル
３　種別　　回転式ゴムスタンプ
４　備考　　年月日は、領収した日付とする。

様式第５号（第10条関係）

減　免　申　請　書

年　　月　　日

（申請先）組合長

申請者
住　所
氏　名　　印

佐久市・北佐久郡環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき、使用料（手数料）の減額（免除）を申請します。

（理　由）